

刑務作業の広報誌 ヘンロ

Henro

ヘンロ
2025

No.4



大井造船作業場〔松山刑務所〕

「松山刑務所」はこんなところです

主に26歳以上で犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容する施設であり、平成17年に、全国に7か所ある総合職業訓練施設の1つに指定され、現在、12種目の職業訓練を実施しています。また、昭和36年に「塀のない刑務所」として、民間企業と協力して「大井造船作業場」を開設して構外作業を行っています。

四国で唯一の女子刑務所である「西条刑務支所」のほか、主に刑事被告人を収容する「今治拘置支所」、「大洲拘置支所」、「宇和島拘置支所」の4支所を管轄しています。

刑務作業は、木工、洋裁、金属、革工のほか、多様な職業訓練を展開し、在所中に釈放後の就労先内定を目指して、就労支援にも力を入れています。



実施している職業訓練

- 理容科 ●溶接科(基本・応用課程) ●情報処理技術科(情報処理技能養成課程)
- フォークリフト運転科 ●建設機械科(クレーン課程) ●介護福祉科
- ビル設備管理科 ●農業科(園芸課程) ●CAD技術科(基礎課程)
- 建設・土木コース ●ビジネススキル科(パソコン基礎課程) ●釈放前就労訓練

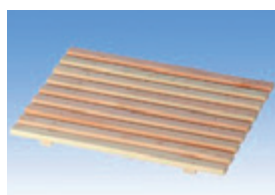
松山刑務所で製作している刑務所作業製品



フタ付木製箱
規格:400*320*280



木製箱
規格:400*320*270



木製箱用すのこ
規格:370*264*21



押入れ兼用すのこ
規格:850*420*34



紳士ベルト E型
規格:1290*30



レザーコインケース A型
規格:115*80



ペンケース
規格:45*180*45



リール付IDカードホルダー A型
規格:100*70

大井造船作業場

沿革

大井造船作業場は、愛媛県今治市大西町に所在する(株)新来島どっく大西工場内に位置する開放的施設であり、昭和36年当時の社長坪内壽夫氏が当時の越智郡大西町に新設の造船工場を建設する際、松山刑務所長と協議の上、工場内に先駆的な開放処遇を目的とする構外泊込作業場を設置することで合意し、昭和36年9月19日に発足したのが始まりです。



就業する受刑者は、東京ドーム約10個分の広さを有する大西工場の敷地の一角にある「友愛寮」と呼ばれる建物で生活しながら、新来島どっくの従業員と共に造船作業を担っています。

意義

大井造船作業場の作業では、できる限り社会に近い環境下で民間会社の従業員と共同作業をすることにより、受刑者の自立性及び社会適応能力のかん養を目指しています。また、受刑者は、従業員とコミュニケーションをとりながら、自ら考えて能動的に作業に従事しており、これらの取組は、自己判断を行う訓練になるほか、単に労働することやタスクをこなすだけでなく、民間の従業員とのコミュニケーションの中で、「自分が行うべき作業にどう対処していくか」ということを学ぶ上で非常に有効であり、社会復帰において求められる重要な要素でもあります。

作業内容

大井造船作業場の受刑者は、大西工場で行っている造船作業の最初の方の製造工程の一部を担っており、大西工場の従業員から技術的指導を受けつつ、また、従業員に相談をしながら、溶接、ガス溶断、グラインダーによる研磨、鉄鋼曲げといった作業に従事しています。

受刑者の生活

大井造船作業場の受刑者は、他の多くの刑事施設の受刑者と異なり、午前8時から午後5時まで8時間就業を行っていることが特徴です。

また、受刑者は、余暇時間においても、体力トレーニングや資格取得に向けた勉学に励んだり、宗教教誨やクラブ活動に積極的に参加したり、有意義な生活を送っています。

そのほか、受刑者は、土曜日などには、自己契約作業として船内美装を行ったり、社会奉仕活動として大西町内の道路や公共施設等の清掃活動も実施しています。

大井造船作業場の一日

6:30	起床
7:00	朝食
7:30	ミーティング
8:00	作業開始
12:10～12:45	昼食
17:00	作業終了
17:10～18:00	入浴・夕食
18:00	余暇時間
21:00	就寝

職員の声

大井造船作業場 長田主任看守(刑務官)

令和5年3月から大井造船作業場で勤務しています。塀などの物的警備力がない開放的施設であるため、常に逃走事故の防止を念頭に置き、受刑者の心情把握を徹底しているほか、大井造船作業場での作業においては、1つの不安全行動が重大な作業災害になるリスクとなるため、受刑者には、始業前の点検、指差し呼称、危険予知トレーニングを繰り返し実施させて、安全に対する意識の向上を図っています。

また、作業内容が多種多様かつ日々流動的であることや、「新しい作業をさせたい。」といった新来島どっくの現場監督者からの様々なニーズがあることを踏まえ、必要に応じて上司や作業専門官と相談し、受刑者の意見も取り入れながら、作業標準書の策定又は見直しをしたり、必要な作業教育を実施したりと、新来島どっく、刑務官、受刑者が三位一体となって良い船を作ることができるような環境作りにも努めています。

今後も、日本を代表する開放的施設で勤務する職員として、誇りと使命感を持ちつつ、大井造船作業場の存在意義を強く自覚し、尽力していきたいと思っています。



長田 主任看守

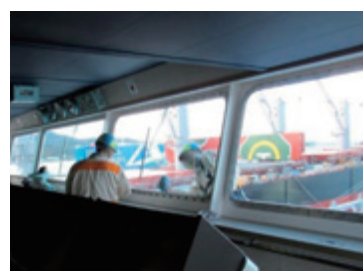


※ オレンジ線の作業服が受刑者

自己契約作業

自己契約作業とは、余暇活動の一環として、被収容者が刑事施設の外部の者との請負契約により行う作業で、矯正処遇としての作業とは異なります。自己契約作業は請負契約であるため、契約の当事者は被収容者自身であり、自己契約作業によって生ずる収益ばかりでなく、損失も負担する形態での任意の就労になります。自己契約作業は、誰でもできるわけではなく、勤労意欲、作業能力、管理運営上の支障がないか等を総合的に判断して決められます。また、刑務作業によって得られる作業報奨金とは異なり、報酬は、直接、被収容者の所得となります。

大井造船作業場では、受刑者が新来島どっくとの請負契約により、新しくできあがった船の操舵室や船員の居室の美装作業を行っており、原則として、月1回、4時間の範囲で実施しています。



自己契約作業を行っている受刑者の声

Q

自己契約作業をする際、
どのようなことを意識していますか？

A

「やるからにはしっかりとやり切りたい」と毎回思っています。1回につき4時間という短い時間での清掃作業になるので、自分たちで「これくらいいいだろう」という線引きをせず、新来島どっくから求められる水準を常に意識して作業に取り組んでいます。契約により行っている活動ではありますが、求められる以上の水準を達成することにより、新来島どっくへの恩返しになればと思っています。

Q

作業中は、どのような点に
注意していますか？

A

新来島どっく従業員の方から指摘される箇所はおおよそ理解しているため、そのような箇所の清掃は特に配慮し、他の作業員とも共有して、漏れがないようにしています。

Q

自己契約作業をすることについて、
得られるものはありますか？

A

大きい船内の清掃は思った以上に大変ですが、時間内に完了し、従業員の方からねぎらいの言葉を頂いたときに、「役に立てた」と思い、大きな達成感があります。

作業専門官になろう!

●仕事内容

刑事施設(刑務所、少年刑務所または拘置所)で、被収容者に対する動機付け、刑務作業や職業訓練の指導、安全衛生教育、企画などの業務に従事する国家公務員であり、刑務作業における中心的役割を担っています。

●待遇等

給与は、一般の国家公務員に適用される行政職俸給表(一)に比べて、12%程度給与水準が高い公安職俸給表(一)が適用されます。

各種手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等)が支給され、希望される方は宿舍に入居でき、宿舍は勤務先の近隣にあり、原則無料です。

年間20日(最大40日)の年次休暇のほかに、特別休暇(夏季休暇等)や介護休暇等の制度が設けられていて、共済組合の福利厚生制度を利用できます。

研修制度が充実しており、はじめに採用施設で研修を実施した後、全国の作業専門官とともに集合研修に参加することで基礎を学べます。また、作業専門官としての専門性を向上させるための研修制度も多数設けられているほか、能力や希望に応じて、キャリア・アップの道が開かれています。



矯正局作業
YouTube はこちら



作業専門官
採用情報はこちら

作業専門官の採用についての問合せ先 詳細については、下記までご連絡ください。

● 03-3580-4111(代表)法務省矯正局 人事企画係 ● 087-822-4455(代表)高松矯正管区 職員課

問合せ先

広報誌「ヘンロ」についてのご意見や
ご要望は、高松矯正管区へ、
また、製品製作依頼などは、
高松矯正管区または
右記刑務所へお問い合わせください。

●徳島刑務所

〒779-3133
徳島県徳島市入田町大久200-1
TEL:088(644)0114

●松山刑務所

〒791-0293
愛媛県東温市見奈良1243-2
TEL:089(964)2376

●高松刑務所

〒760-0007
香川県高松市松福町2-16-63
TEL:087(821)6119

●高知刑務所

〒781-5101
高知県高知市布師田3604-1
TEL:088(866)5351

Henro

ヘンロ 2025 | No.4

企画・取材・編集

高松矯正管区 松山刑務所 協力:(株)新来島どっく

発行

高松矯正管区

〒760-0033
香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎8F
TEL:087-822-4455(代表)

